年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会
令和5年 12 月5日答申分

〇答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの　　1件

厚生年金保険関係　　1件

厚生局受付番号　：　北海道（受）第 2300067 号
厚生局事案番号　：　北海道（厚）第 2300046 号

第１　結論

請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和元年６月１日から平成 31 年４月１日に訂正し、平成 31 年４月及び令和元年５月の標準報酬月額を 14 万 2,000 円とすることが必要である。

平成 31 年４月１日から令和元年６月１日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　平成８年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　平成 31 年４月１日から令和元年６月１日まで

Ａ社には、平成 31 年４月１日に入社し、同日から勤務を始め、一般事務の仕事をしていた。年金記録によると、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が令和元年６月１日となっているので、被保険者資格取得日を平成 31 年４月１日に訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者の雇用保険被保険者記録、請求者から提出された給与の振込先であった金融機関の取引明細照会（以下「取引明細」という。）、Ａ社が委託する社会保険労務士法人から提出された請求者に係る雇用契約書（請求期間に係る「アルバイト用」及び請求期間後に係る「正社員用」）及び賃金台帳、日本年金機構の回答から判断すると、請求者は、請求期間において、Ａ社に継続して勤務し、事業主により給与を支払われていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として勤務していたことに加え、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

したがって、請求期間については、前述の取引明細及び賃金台帳により、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できることから、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

しかし、前述の雇用契約書、賃金台帳及び日本年金機構の回答から、請求者は請求期間において、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたものと認められることから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 31 年４月１日に訂正し、同年４月及び令和元年５月の標準報酬月額については、前述の雇用契約書、賃金台帳及び日本年金機構の回答により認められる報酬月額に見合う標準報酬月額から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

ただし、平成 31 年４月１日から令和元年６月１日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。